

新たな雇用スタイルで人材確保

～道南で初の試み～

しりうち地域づくり協同組合(知内町)



取材当日の関係者の皆さん

左から、JA職員、派遣を受けた知内町豆類機械作業受託組合組合長、ワーカー、しりうち地域づくり協同組合事務局長

【組織等の概要】

- 名 称 : しりうち地域づくり協同組合(令和6年4月設立)
- 所 在 地 : 上磯郡知内町字重内21番地1
- 事業区域 : 上磯郡知内町の区域
- 事業内容 : 組合員のための労働者派遣事業、人材確保・育成のための事業の企画・実施等。
- 組 合 員 : 事業区域内に事業所があり、農業、協同組合を行う事業者で、出資金を出資する者。
令和6年9月現在で17組合員。
(生産者15、農協1、農業関連建設会社1)

【事業実施の内容と現状】

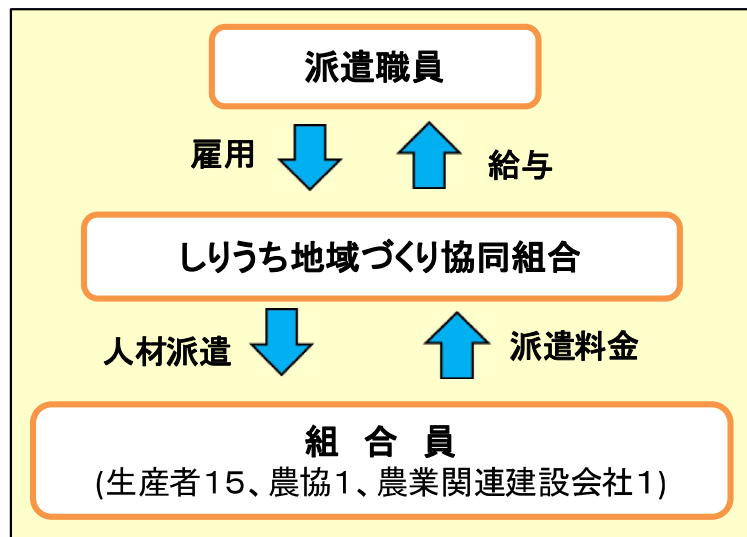
- 派遣労働者(ワーカー)の5名(町内1名、町外からの移住3名、町外から1名)が、「しりうち地域づくり協同組合」の職員として雇用され、当協同組合より給与が支給される。1日の派遣時間は8時間で、原則週休2日(月間労働日数: 19日～23日)
- 組合員からの派遣依頼は、一組合員当たり月平均3日以上あり、事業運営については概ね順調となっている。
- 農繁期における主な農作業は、にらの掃除刈り(次回収穫のための鎌入れ)や、草刈り、そばの収穫作業や、施設清掃、にら出荷施設での作業等多岐にわたる。今後もワーカーに様々な作業を経験させ、キャリアアップを図る。
- 冬場の農閑期における農作業の減少を懸念していたが、建設会社が組合員になったことにより、除雪作業で業務を確保。

◇【組織設立の経緯】

- ◆ 知内町は農業等の一次産業を基幹産業としているが、急速な過疎化や少子高齢化、人口減により人材不足が顕著となり、生産性の低下等厳しい状況にあった。このため、これまでとは違う新しいスタイルでの人材確保と協力体制を構築するために、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(※1)」に基づき、「しりうち地域づくり協同組合」を令和6年4月に設立し、組合員への労働者派遣事業を開始。

※1: 地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とした法律。

◇【事業の流れ】



ワーカーの作業風景

